

令和6年度情報管理業務に関する事業報告書 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条が規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定される情報管理業務を実施した。

令和6年度においては、移動報告情報を活用した適正処理の促進及び理解普及活動を行った。また、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを推進するとともに、国が検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組みに貢献した。

II. 事業内容

令和6年度に情報管理業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の活用に努めた。

報告種別	件数
引取業者の引取報告	2,560千件
使用済自動車・解体自動車の移動報告	21,153千件
特定再資源化等物品の移動報告	13,525千件
地方公共団体への遅延報告	463千件

移動報告情報の活用の主な実施内容は事業者の適正化対策で、移動報告情報のデータの分析を深め、地方公共団体や関連団体等への適切かつ効果的な情報提供を行ったうえで、移動報告が長期間実施されていない等の諸課題に取り組んだ。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理、改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、品質向上と業務効率化を実現したスマートコンタクトセンターとして安定稼働を図りつつ、適宜有効な施策を講じて利便性の向上を図った。

また、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向け、システム関連の問合せの増加に対応すべく体制構築及び準備に取

り組んだ。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行した。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付した。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法人へ送信した。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、令和5年度に策定したシステムの利便性、拡張性及び効率性の向上策を織り込んだシステム設計に基づき、システム開発工程及びシステムテスト工程等を推進した。

情報管理業務としては、抜本的に見直す移動報告画面の開発を主管部門として推進し、本機能を利用する関連事業者への周知普及やガイダンス等の運用準備を進めた。

7. 資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組み

国が主体となって検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向け、同制度の実証事業、関連団体等における準備状況等を把握しつつ、事務局として検討ワーキングを運営した。

また、システムの開発状況や関連情報の共有に努め、関係者に本制度を広く周知することで制度の立ち上げに向けた準備を円滑に進めた。

以上